

奈良県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり所在地の変更があつた。

平成二十三年四月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

名 称		所 在 地	
医療法人 拓誠会 辻村病院		新	宇陀市菟田野松井七―一
		旧	宇陀市菟田野区松井七―一
宇陀市立病院		新	宇陀市榛原萩原八一五
		旧	宇陀市榛原区萩原八一五
宇陀市介護老人保健施設 さんとぴあ榛原		新	宇陀市榛原萩原八〇一―一
		旧	宇陀市榛原区萩原八〇一―一
大宇陀特別養護老人ホーム ラガール		新	宇陀市大宇陀拾生二五〇―六
		旧	宇陀市大宇陀区拾生二五〇―六
特別養護老人ホーム やまびこ		新	宇陀市菟田野平井一三五
		旧	宇陀市菟田野区平井一三五
特別養護老人ホーム 四つ葉のクロ		新	宇陀市菟田野松井一―一

特別養護老人ホーム 悠楽園		特別養護老人ホーム ゆあほうむ榛原		特別養護老人ホーム ゆあほうむ榛原		特別養護老人ホーム 室生園	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
宇陀市菟田野区松井一―一	宇陀市榛原檜牧五八四	宇陀市榛原区檜牧五八四	宇陀市榛原長峯二〇〇―一	宇陀市榛原区長峯二〇〇―一	宇陀市榛原長峯二〇〇―一	宇陀市室生下田口一二一六	宇陀市室生区下田口一二一六